環境基本計画第二次計画案に対する意見　　２００９．１．２９

すいた市民環境会議

□２　計画策定の背景

１０頁　表２－４　市内路線での平日車両交通量の調査地点はすべてＪＲ以北。ＪＲ南部、簡易裁判所前の東西交通量は今後、十三高槻線開通後との比較が生じるのでデータを記載しておくべきと考える。

□4-Ⅰ-1　エネルギーを適正に利用できる低炭素社会への転換

２０頁　表３－１　　ＫＥＳ　脚注が必要。

２２頁　（２）環境指標　温室効果ガス排出量の計算方法を（各家庭でも利用できるように）巻末でもいいから記載してほしい。

２２頁　ＥＭＳ　脚注が必要。

２３頁（３）[２]省エネルギーの推進、自然エネルギーの活用の最下段

「・・・新たな促進制度について検討します」とあるが、基本計画の具体的施策の項に「検討します」の文言はふさわしくない。この文章で「補助制度を創設するとともに」は文末の「検討」につながるのか、決定 or 決意事項なのかが読み取りにくく、将来「解釈の違い」を生むと危惧される。文章を分けるなど考慮願いたい。（同様のことが３１頁（３）[１]②でも言える）

□4-Ⅰ-2　資源を有効に利用する社会づくり

２４頁【雨水貯留施設整備事業】目俵体育館が作られたとき、雨水貯留施設が宣伝された。目俵体育館での雨水利用実績を図示するとわかりやすい。その他この１０年間に雨水貯留設備を設置した施設の実績も示していただきたい。

□4-Ⅰ-3　健康で安全な生活環境の保全

２８頁　脚注でエコクッキングの説明は舌足らず。「水を汚さない」が必要。これは同頁にある「すいた水環境をよくする協議会」の主題のひとつと思う。

３２頁（３）[２]③　「小中学校の校庭芝生化などの緑化を推進します。」とあるが、わが国において芝生化は維持する上で費用対効果が疑問。（同様に４９頁）

□4-Ⅰ-4　人と自然とが共生する良好な環境の確保

３４頁【里山の維持管理活動】脚注は説明になっていない。

３４頁【ため池の保全活動】ピアノ池の活動は市民参加云々とあるが、王子池同様、地域住民（藤白台自治会）の役割も大きい。

３６頁（２）環境指標：代表指標として緑被率が挙げられている。（裸地の校庭や公園が入るのかなど）その測定の方法・基準を記載しないと比較可能な継続的なデータにならない。

３７頁（３）施策の柱と具体的施策

博物館を総合博物館にしようという流れ、機運がある中、担当室課に教育委員会なり博物館を含めないと、１０年後も博物館は「遠い過去」の地面の下のものや古文書のみを扱い、「地表の現在」を扱わないままであろう。博物館は千里リサイクルプラザ、花と緑の情報センターと並んで「環境教育の本丸」にするべきだと考える。博物館という

単語が４１頁の一ヵ所というのは今後の１０年を考えた時、紫金山公園に存在する博物館の旧態依然たる状態を看過することになり市民の損失であると考える。環境基本計画で博物館が環境保全・維持さらに創生にまで参画するシステムを作る絶好のチャンスであると考える。

□４－Ⅱ　連携・協働による取組の推進

４４頁（３）[２]　市民活動の支援・促進。ここにも博物館が必要と考える。

□４－Ⅲ　環境学習・環境教育の推進

４５頁（１）７行目　（表３－２）が存在しない。４３頁の（表３－２）は別件を説明している。

□その他１（計画の推進のために）

５２頁　平成２０年１２月２５日、環境基本計画を市民団体に説明する会場で環境部総括参事は「『アジェンダ２１すいた』はＮＧＯではない」と明言した。ということは「アジェンダ２１すいたはＧＯ、すなわち行政そのもの」と解釈できる。その場合、「アジェンダ２１すいたの意見の募集(５１頁の図)」という文言や、５２頁（３）で「市民・事業者と協働して施策を推進するために、アジェンダ２１すいたとの連携強化を図ります」という文言は「行政が行政の意見を募集」したり、「行政が行政との連携を強化する」という自己矛盾になり説明がつかなくなる。総括参事の発言のごとく、「ＮＧＯではない」とすると豊中市と全く同じ道を歩むことになる。つまり行き着く先はアジェンダ２１すいたの中にさらにＮＰＯ法人を作ることになることが予測され、市民の理解は困難になる。

アジェンダ２１すいたの位置づけ～ＮＧＯなのか、そうではないのか～を明記していただきたい。

□その他２（計画の推進のために）

「吹田市第３次総合計画」の「基本計画（地域別計画）－すべての地域に共通する主な取組」の中の「５ 環境を守り育てるまちづくり」には『市民、事業者、NPO などの自主的な環境美化活動や自然保護活動を支援します。』とある。

ところが５１頁の図の「点検・CHECK」の項に「公表・市民・アジェンダ２１すいたの意見募集」とある。総合計画に書かれていない「アジェンダ２１すいた」をあえてここに記載する意図・意味は何であろうか？その場合、「吹田市第３次総合計画」に記載されている NPO の意見は求めなくてもいいのだろうか？繰り返しになるが、当該計画説明会（H20/12/25）での総括参事の発言に従えばこの図の表現は「公表・市民・GO（行政）の意見募集」と読めるのである。このままでは自主的に活動している NPO の発言の場が担保されない。

ここは「吹田市第３次総合計画」の表現を用いて「公表・市民・NPO などの意見募集」あるいは「公表・市民・市民活動団体などの意見募集」と記載すべきである。

以上